

平成25年度事業計画書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

公益財団法人共用品推進機構

平成25年度事業計画書
(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

公益目的事業

【事業の趣旨】

共用品・共用サービス（高齢者・障害のある人々等日常生活に不便さのある者に対しても利用しやすいよう配慮された製品及びサービスをいう。以下同じ。）の調査研究を行うとともに、共用品・共用サービスの標準化の推進及び普及啓発を図ることにより、製品及びサービスの利便性を向上させ、高齢者・障害のある人々を含めた全ての人たちが暮らしやすい社会基盤づくりの支援を行うことを目的とする。

【事業の内容】¹

1. 共用品・共用サービスに関する調査研究

より多くの人々が、暮らしやすい社会となるために必要な事項を、ニーズ把握、製品・サービス・システムに関する配慮・考慮点の基準及び普及に関する調査・研究を行う。

(1) 障害児・者／高齢者等のニーズ把握システムの構築

平成25年度は、製品・サービス・システム等に対して、障害児・者、高齢者のニーズを把握、確認するためのアンケート調査、ヒヤリング、モニタリング調査等をシステム化し、製品・サービス・システム供給者と、需要者が連携できる効率的な仕組みについて考察し、恒常化できる仕組みの案を作る。（24～26年度）

1) 障害児・者／高齢者等の日常生活環境における不便さ等の実態把握(調査方法)の構築

平成25年度は、平成24年度までに障害のある人、高齢者のニーズ等を把握するために行ってきた調査に使用して既存のアンケート項目を分析し抽出した共通の質問項目並びに質問事項の有効性を、実施方法、対象者等の違いを加味し実践を通じて分析する。（自・補）

2) 共創システム及びモニタリング調査システムの構築

平成25年度は、平成24年度までに行ってきた共用品モニタリング調査を元に、障害当事者団体等と連携し、関係業界、関係機関（業界団体、企業、公的機関等）が共用品・共用サービス・共用システムに関するモニタリング調査を簡易に実施するための支援システムに関し試行し、恒常化するために必要な事項の分析を行い、合理的且つ有効なモニタリングのあり方を探る。（受・自）

(2) 共用品・共用サービスに関する配慮基準体系の構築

障害児・者、高齢者等の製品・サービス・システムに関する実態調査並びにニーズ調査で明らかになった事項に関して、製品、サービス、システムにおけるそれぞれの分野での、共通した配慮点の項目を整理し、標準化すべき事項の抽出、標準化の体系図の作成、市場規模対象品の確定の元とする。

1) 共用品共通基準の作成

¹自主事業は（自）、受託事業は（受）、補助事業は（補）と記載する。

平成25年度は、平成24年度までに作成した高齢者・障害者配慮設計指針の日本工業規格（JIS）、ISO/IECガイド71の改定、関係業界の高齢者・障害者配慮基準等を元に、共用品共通基準（素案）を関係機関と共に協議し作成する。また、その際に共用品・共用サービスに添付するマークに関する検討も合わせて行う。（自・受）

（3）共用品・共用サービス普及方法の検討

平成25年度は、開発・販売・市場化された共用品・共用サービス・共用システムを、広く普及させるための5W1H及びPDCAサイクルが廻るかの検討を行い、有効且つ効率的な方法を構築するための検討を、データベース、展示会、講座、市場規模調査、国際連携等、24年度までに実践してきた事項を基に行う。（自）

1）データベースのあり方に関する検討

平成25年度は、共用品・共用サービスのデータベースに関して、入力方法等の簡易化に伴い、登録製品数を増やす方法を検討する。また流通との連携も視野に入れての検討も行う。（自）

2）共用品の展示（会）のあり方に関する検討

平成25年度は、平成24年度までに実施してきた共用品・共用サービスの展示会の分析の元に、関係団体、関係機関と検討を行いながら有効かつ効果的な共用品に関する展示を行う。

事務局の展示室で、企画展示（片手で使えるモノ、歴代の共用品の展示等）での有効活用と共に、展示室の展示をホームページと連動させ、いかにしたら、より多くの人達に共用品を知ってもらえるかの検討を行う。

また平成23年度より機構内に設置し実施している「高齢者・障害者配慮の展示会ガイド普及委員会」と連動し、いかにすれば、多くの展示会が障害のある人たちが参加しやすくするかの検討を行う。更には、展示会から発展し、「企業等の工場見学」の共用品化においても、多くの関連機関と連携しながら、より多くの企業等で「共用品化された工場見学」の恒常化される方法を検討する。（自）

3）共用品・共用サービスに関する講座のあり方に関する検討

平成25年度は、平成24年度までに実施してきた共用品・共用サービスに関する講座用のコンテンツや、視覚的ツール（共用品のサンプル、PPT等）をもとに、より広く多くのバシで有効な講座が実施するためのあり方についての分析を行う。（自）

4）共用品市場調査高度化に関する検討

平成25年度は、平成24年度にまでに実施してきている共用品市場規模調査及び手法に関する分析を引き続き行い、調査対象の範囲並びに、今後共用品を普及するために必要な事項の課題抽出を行いながら、平成25年度の共用品市場規模調査の検討を行う。（自）

5）他国において共用品推進機構等類似の機関が発足するための研究調査

平成25年度は、国際的に共用品・共用サービスを普及させるために、共用品・共用サービスの推進に関心のある国にどのような情報提供が必要か検討し、日本以外の国で共用品推進機構と連携できる組織を設立するために必要な事項を記載したガイドラインの作成を行う（自）

2. 共用品・共用サービスに関する標準化の推進

高齢者・障害者配慮設計指針（アクセシブルデザイン）の日本工業規格（JIS）原案の作成

及び国際規格の作成を行う。また、国内外の高齢者・障害者配慮設計指針の規格に繋がるための調査・研究を行う。

(1) 規格作成

1) 高齢者・障害者配慮設計指針（アクセシブルデザイン） J I S 原案作成及び調査・研究

平成25年度は、アクセシブルデザインの共通基盤規格、デザイン要素規格の J I S 原案作成における全体像の作成を行うとともに、「視覚障害者誘導用ブロックの」 J I S 改定の事務局作業を行う。(受)

2) 高齢者・障害者配慮設計指針（アクセシブルデザイン）国際規格の作成及び調査・研究

平成25年度は、ISO/IEC ガイド71の改定作業を国内外で行うと共に、平成24年度までに行ってきた国際標準化機構（ISO）内のTC173（障害のある人が使用する機器）SC7（アクセシブルデザインを取り扱う作業部会）に、新規作成の提案を行ったテーマに関して継続審議を行う。

規格作成に加えて、関連する国際委員会の運営を、国際障害者団体（IDA）等に協力を求めながら行う。(受)

(2) 関連機関実施の高齢者・障害者配慮設計指針規格作成及び調査研究に関する協力

平成25年度は、高齢者・障害者配慮設計指針（アクセシブルデザイン）関係する調査・研究並びに規格作成をおこなっている機関と連携をし、アクセシブルデザインの標準化推進への協力を行う。(自)

3. 共用品・共用サービスに関する普及及び啓発

開発・販売・市場化された共用品・共用サービス・共用システムを、広く普及させるため、データベース、展示会、講座、市場規模調査、国際連携等、24年度までに実践してきた事項を元に行う。

(1) 共用品普及のための共用品データベース維持・作成・発展

平成25年度は、24年度までに行ってきた共用品のデータベースの試行を基に、障害のある人を含む多くの消費者が、的確な共用品を選択できる仕組みを構築するため、使いやすさや検索のしやすさについて検討を行い再構築する。(自)

(2) 共用品・共用サービス展示会の実施

平成25年度は、平成22年度に作成した「高齢者・障害者配慮の展示会ガイド」を、活用してくれる展示会主催者に協力し、展示会における高齢者・障害者配慮の実践うことを継続する。また、共用品の展示に関しては、自主事業、受託事業（国内外）、両方の展示を実施し、より多くの人たちに共用品及び共用品の考え方の普及を継続して行う。(自・受)

(3) 共用品・共用サービスに関する講座の実施

平成25年度は、平成24年度までに実施してきた共用品・共用サービスに関する講座に関して対象ごと（企業、業界団体（アクセシブルデザイン推進協議会＝ADC）、一般市民、就学前の子供～大学院生、等）に、伝える事項（コンテンツ）、視覚的ツール（共用品のサンプル

ル、PPT、ビデオ等)、配布資料等を用意し、自主並びに受託の講座を実施する。更には、より多くの機関で、共用品講座をより多くの人たちが行ええるような材料と仕組みを構築する。
(自・受)

(4) 施設における共用サービス・共用品のあり方に関する普及・啓発

平成25年度は、平成24年度までに実施してきた施設における共用サービスの普及事業を、国際イベント、国内施設等で実施する。(自・受)

(5) 共用品市場規模調査

平成25年度は、平成24年度にまでに実施してきている共用品市場規模調査及び手法に関する分析を引き続き行い、調査対象の範囲並びに、今後共用品を普及するために必要な事項の課題抽出を行いながら、平成25年度の共用品市場規模調査を行う。(自)

(6) アジア関連機関、高齢者・障害者配慮調査及び関連機関との協議

平成25年度は、アジア各国で共用品推進機構のような組織の設立を目指している機関(韓国他)への協力を行う。(自)

(7) 共用品・共用サービスに関する情報の収集及び提供

本財団の活動や収集した関係情報を掲載した機関誌、電子メール、ウェブサイトなどで情報を継続的に提供する。不便さ調査報告書の冊子を希望者に実費配布し、個人・法人への啓発を行う。

平成25年度は、平成24年度までに収集した資料、情報を整理してより多くの人達に情報提供すると共に、新たに入手する情報に関しては、内容、体裁、発行頻度を再検討し、より効果的な形で発行する。

配信した情報は、項目ごとに整理し今後の共用品・共用サービスに関するあるべき姿を検討するために分析を行い、各委員会等の資料として提供したり、ウェブサイトに共用品推進機構の活動や共用品情報を掲載したりして広く活動を知らせる。(自)

(8) その他の普及

平成25年度は、新たに下記の普及方法を検討する。

- 1) 表彰制度
- 2) 関係機関、関係者が共用品・共用サービスに関して意見・情報交換できる場の設定
- 3) 共用品を辞書に掲載
- 4) 高齢知見者が活動に参加できる仕組み
- 5) 共用品、共用品推進機構を分かりやすく紹介する資料の作成
- 6) その他

4. その他

(1) 理事会・評議員会

理事会・評議員会を各2回開催する。また、理事会、評議員会合同の懇談会を必要に応じて開催する。

(2) 賛助会員

平成24年度の法人賛助会員43社（平成25年3月1日現在）を、平成25年度50社になるようにし、平成30年度には、100社を目指す。

個人賛助会員は90人（平成25年3月1日現在）を、平成25年度は100人になるようにする。

【公表方法】

1～4の事業の成果については、印刷物の作成、頒布、電子メールやウェブサイトでの情報公開、またはセミナーの開催等を行い、広く社会一般に公表する。

【財源】

いずれも、基本財産運用益、賛助会費、事業収益、補助金を財源とする。